

愛知県踏切道改良協議会〔尾張地区〕
合同会議規約

(目的)

第1条 愛知県踏切道改良協議会〔尾張地区〕合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、愛知県〔尾張地区〕の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他愛知県〔尾張地区〕内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

(協議事項等)

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- (2) 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (3) 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- (4) 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取
(ただし、(1)及び(3)の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。)
- (5) [未指定の踏切道の場合]法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(合同会議の組織)

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道及び別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長及び副議長を置く。
- 3 原則、議長は、国土交通省中部地方整備局長とし、副議長は、国土交通省中部運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員のほか、必要と認められる者を参加させることができる。

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため愛知県踏切道改良検討会〔尾張地区〕を設置する。

- 2 踏切道改良検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、又は、各協議会の議長の求めに応じて招集する。

- 2 合同会議は、地域特性や協議内容、案件数等を鑑み、分割、又は、合同（「三河・知多」、「一宮・海部」）で開催することができる。
- 3 合同会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより地方踏切道改良計画の作成及び実施又は国踏切道改良計画の作成等に支障が生じると認められるものについては、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、中部地方整備局道路部地域道路課、中部運輸局鉄道部技術・防災課及び愛知県建設局道路維持課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は令和5年2月15日から施行する。

最終改正：令和6年3月11日改正

別表 ※改良すべき踏切道関係

| 協議会名 | 踏切道の 指定年月日 | 道路管理者 | 鉄道事業者 |
|--------------------|------------------|-------|-----------------------|
| 関田踏切改良協議会 | 平成 29 年 1 月 27 日 | 愛知県知事 | 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 江南 5 号踏切改良協議会 | 平成 29 年 1 月 27 日 | 江南市長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 印場 1 号踏切改良協議会 | 平成 29 年 1 月 27 日 | 愛知県知事 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 尾張旭 1 号踏切改良協議 会 | 平成 29 年 1 月 27 日 | 尾張旭市長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 岩倉 1 号踏切改良協議会 | 平成 29 年 1 月 27 日 | 愛知県知事 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 岩倉 14 号踏切改良協議会 | 平成 29 年 1 月 27 日 | 愛知県知事 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 江南 18 号踏切改良協議会 | 平成 29 年 1 月 27 日 | 扶桑町長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 矢田 6 号踏切改良協議会 | 平成 29 年 1 月 27 日 | 名古屋市長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 瓢箪山 5 号踏切改良協議 会 | 平成 29 年 1 月 27 日 | 名古屋市長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 喜多山 4 号踏切改良協議 会 | 平成 29 年 1 月 27 日 | 名古屋市長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 徳重 1 号踏切改良協議会 | 令和 6 年 1 月 18 日 | 愛知県知事 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |

別表 ※災害時の管理の方法を定めるべき踏切

| 協議会名 又は踏切道名 | 踏切道の 指定年月日 | 道路管理者 | 鉄道事業者 |
|----------------|-----------------|-------------|----------------------|
| 鳴海 8 号踏切道 | 令和 3 年 6 月 30 日 | 名古屋市長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 瓢箪山 5 号踏切道 | 令和 3 年 6 月 30 日 | 名古屋市長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 小幡 5 号踏切道 | 令和 3 年 6 月 30 日 | 名古屋市長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 喜多山 2 号踏切道 | 令和 3 年 6 月 30 日 | 国土交通省 局長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 新瀬戸 2 号踏切道 | 令和 3 年 6 月 30 日 | 愛知県知事 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 岩倉 14 号踏切道 | 令和 3 年 6 月 30 日 | 愛知県知事 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |
| 矢田 6 号踏切道 | 令和 3 年 6 月 30 日 | 名古屋市長 | 名古屋鉄道株式会社 代表取締役社長 |